

令和2年旭市議会第1回臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年5月13日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議席の一部変更
- 第 3 人事の紹介
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案上程
- 第 7 提案理由の説明
- 第 8 議案の補足説明
- 第 9 質疑、討論、採決
- 第10 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議席の一部変更
- 日程第 3 人事の紹介
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 議案の補足説明
- 日程第 9 質疑、討論、採決
- 日程第10 閉 会

出席議員（17名）

1番 片 桐 文 夫

2番 平 山 清 海

3番 遠藤保明
6番 米本弥一郎
9番 高木寛
11番 宮澤芳雄
13番 島田和雄
16番 向後悦世
18番 木内欽市
20番 高橋利彦

4番 林晴道
8番 宮内保
10番 飯嶋正利
12番 伊藤保
15番 伊藤房代
17番 景山岩三郎
19番 佐久間茂樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
総務課長	伊藤憲治	企画政策課長	小倉直志
財政課長	伊藤義隆	税務課長	伊藤義一
保険年金課長	在田浩治	健康管理課長	遠藤茂樹
社会福祉課長	椎名隆	子育て支援課長	石橋方一
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	多田一徳
庶務課長	杉本芳正	学校教育課長	加瀬政吉

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開会 午前10時 0分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（伊藤 保） ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより令和2年旭市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議席の一部変更

○議長（伊藤 保） 日程第2、議席の一部変更。

議席の一部変更を議題といたします。

おはかりいたします。新型コロナウイルス感染症予防のため、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部をただいま着席のとおり変更いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

これによって、議席の一部を変更することに決しました。

なお、変更した議席表は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 2分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 人事の紹介

○議長（伊藤 保） 日程第3、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

伊藤義一税務課長。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 紹介のときだけマスクを外してください。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 宮内敏之行政改革推進課長。

椎名隆社会福祉課長。

赤谷浩巳高齢者福祉課長。

杉本芳正庶務課長。

多田一徳農水産課長。

高根浩司環境課長。

柴栄男体育振興課長。

栗田茂都市整備課長。

向後秀敬農業委員会事務局長。

高野久監査委員事務局長。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書により、ご了承願います。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時 4分

再開 午前10時 4分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 保） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、遠藤保明議員、4番、林晴道議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（伊藤 保） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第6号までの6議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

なお、説明員の出席については、新型コロナウイルス感染症予防のため、必要最小限の出席を要請しています。

◎日程第6 議案上程

○議長（伊藤 保） 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第6号までの6議案を一括上程いたします。

議案第1号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）

議案第3号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第4号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第5号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案第6号 専決処分の承認について（旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

◎日程第7 提案理由の説明

○議長（伊藤 保） 日程第7、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに令和2年旭市議会第1回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による国の緊急事態宣言の下に、あらゆる面において自粛が求められ、不安な生活を強いられながらも、我慢を重ね柔軟な対応

をしていただいている市民の皆様方に対し、心から感謝を申し上げます。

国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民に対する様々な支援を盛り込んだ2020年度補正予算が4月30日に成立いたしました。

本市においては、国の施策に加え、全ての市民の健やかな生活の一助として、世帯に一律2万円を給付する旭市元気回復特別給付金をはじめ、市内小・中学生の給食費の6か月無償化並びに、就学前児童に対する給食費相当分として、零歳から5歳までの未就学児1人当たり3万円を給付する旭市就学前児童臨時給付金、経営に深刻な影響を受けた飲食店等の事業者に対し10万円を給付する旭市飲食店等緊急支援給付金などの独自の経済支援を実施することにより、厳しい状況下に置かれている市民の皆様が元気を取り戻し、この苦難を乗り越えていかなければと考えているところであります。

いまだ緊急事態宣言は解除されず、不要不急の外出を控える、密集・密接・密閉を避けるなどの要請がしばらくは続く状況ではありますが、速やかな支援を実施することにより、皆様に少しでも安心していただきたいと切望するものであります。

続いて、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、主として新型コロナウイルス感染症対策に係る国の経済対策及び本市における独自の対策経費について予算計上したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73億3,900万円を追加し、予算の総額を452億7,900万円とするものであります。

議案第2号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、議案第3号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第5号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に関する条例改正を専決処分したもので、その承認を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました議案第1号から第6号までの案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎日程第 8 議案の補足説明

○議長（伊藤 保） 日程第 8、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） 議案第 1 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 73 億 3,900 万円を追加し、予算の総額を 452 億 7,900 万円とするものです。

7 ページをお願いいたします。

歳入について順を追って説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

初めに、12 款 1 項 3 目教育費負担金 1 億 2,497 万 8,000 円の減は、説明欄 1、学校給食費負担金の減額で、市独自の緊急経済対策の一つとして、学校再開後の小・中学校の給食費 6 か月分の免除を行うこととするものです。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 65 億 4,216 万 8,000 円の増は、説明欄 1 と 2、国の緊急経済対策の一つである特別定額給付金給付事業に対する補助金です。

2 目民生費国庫補助金 8,867 万円の増のうち、1 節社会福祉費国庫補助金 275 万円の増は、説明欄 1、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で、生活保護受給者の健康管理支援事業の実施に向けた準備事業に対する補助金であり、その下、2 節児童福祉費国庫補助金 8,592 万円の増は、説明欄 1 と 2、国の緊急経済対策の一つである子育て世帯臨時特別給付金の支給に対する補助金です。

5 目教育費国庫補助金 85 万 4,000 円の増は、1 節小学校費国庫補助金 64 万 1,000 円の増と、その下、2 節中学校費国庫補助金 21 万 3,000 円の増で、いずれも説明欄 1、学校保健特別対策事業費補助金で、新型コロナウイルス感染症予防対策用の消毒液購入に対する補助金です。

8ページをお願いいたします。

18款2項1目財政調整基金繰入金8億3,228万6,000円の増は、市独自のコロナウイルス感染症対策に係る補正財源として、財政調整基金からの繰入金を計上するものです。

続きまして、歳出になります。

9ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費158万4,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業の増で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業の実施に伴うシステムの改修費用です。

12目諸費70億8,704万円の増は、説明欄1、特別定額給付金給付事業で、国の緊急経済対策の一つとして、市民1人当たり10万円の給付金の支給に要する費用65億4,216万8,000円と、10ページをお願いいたします、説明欄2、元気回復特別給付金給付事業で、市独自の緊急経済対策の一つとして、1世帯当たり2万円の給付金の支給に要する費用5億4,487万2,000円を新規に計上するものです。

11ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費1億7,148万2,000円の増は、説明欄1、放課後児童クラブ運営事業で、放課後児童クラブで使用する新型コロナウイルス感染症予防対策用消毒液の購入費で85万6,000円の増と、説明欄2、子育て世帯臨時特別給付金給付事業で、国の緊急経済対策の一つとして、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円の給付金の支給に要する費用8,433万6,000円、12ページをお願いいたします、説明欄3、就学前児童臨時給付金給付事業で、市独自の緊急経済対策の一つとして、就学前の児童1人当たり3万円の給付金の支給に要する費用8,629万円を新規に計上するものです。

13ページをお願いいたします。

3款4項1目生活保護総務費275万円の増は、説明欄1、生活保護総務事務費の増で、新たに開始する生活保護受給者の健康管理支援事業の実施に向けた準備事業に係る費用です。これにつきましては、新型コロナ対策関連以外の事業となります。

7款1項2目商工振興費7,124万6,000円の増は、説明欄1、飲食店等緊急支援給付金給付事業で、市独自の緊急経済対策の一つとして、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けている市内飲食店、宿泊・旅行業などの事業者に対し、1事業当たり10万円の給付金の支給に要する費用を新規に計上するものです。

14ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費318万6,000円の増は、説明欄1、学校教育事務費、市外小中学校等

在学児童生徒臨時給付金で、小・中学校の給食費の免除に併せて、市内在住で、市外の小・中学校や特別支援学校に通う児童・生徒に対し、6か月分の給食費相当額を支給する事業に要する費用を新規に計上するものです。

10款2項小学校費、1目学校管理費128万4,000円の増と、15ページをお願いいたします、10款3項中学校費、1目学校管理費42万8,000円の増は、いずれも新型コロナウイルス感染症予防対策用消毒液の購入費用です。

10款5項3目学校給食費は、財源の変更となります。財源内訳は、分担金及び負担金から1億2,497万8,000円を一般財源へ財源変更するもので、市独自の緊急経済対策の一つとして実施する学校再開後の小・中学校の給食費6か月分の免除に伴うものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 伊藤義一 登壇）

○税務課長（伊藤義一） 議案第2号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、3月31日付で専決処分により制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものであります。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

初めに、旭市税条例第1条による改正関係となります。

第24条は、個人市民税の非課税の範囲として、「寡婦又は寡夫」を「寡婦又はひとり親」に改めるとともに、第34条の2において所得控除の名称を整理するものです。

4ページをお願いいたします。

第54条は、固定資産税の納税義務者等について定めるもので、5ページをお願いいたします、第4項では、固定資産の所有者が震災等の事由により不明である際、使用者を固定資産税台帳に登録する場合には、その旨通知することを定めるとともに、第5項では、震災等の事由以外であっても、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するものです。

9ページをお願いいたします。

第74条の3は、現所有者の申告について定めるもので、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させる規定を新設するものです。

10ページをお願いします。

第94条は、たばこ税の課税標準について定めるもので、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとするものです。

13ページをお願いいたします。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について定めるもので、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い規定の整備を行うものです。

16ページをお願いいたします。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について定めるもので、適用期限を3年間延長するものです。

附則第10条の2は、わがまち特例として、固定資産税の課税標準の特例率を定めるもので、現行の第2項を削る改正は、公害防止用設備のうち、水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設について、電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するもの、また大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設が適用対象から除外されたことから削除するものです。

17ページをお願いいたします。

現行の第14項を削る改正は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準を算定するために乗じる割合が3分の2から4分の3に改められたことから、この項を削除するとともに、18ページをお願いいたします、新たに17項を追加するものです。

現行の第23項を削る改正は、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が、認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置が満了となったことによるものです。

19ページをお願いいたします。

新たに第25項を加える改正は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法

の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税の課税標準を浸水被害軽減地区として指定された日から3年度間はその価格に3分の2を乗じて得た額とするため、追加するものです。

26ページをお願いいたします。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について定めるもので、租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことを受け、条項の整理を行うものです。

27ページをお願いいたします。

附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について定めるもので、適用期限を3年間延長する旨の改正でございます。

次に、30ページをお開きください。

旭市税条例第2条による改正関係となります。

33ページをお願いいたします。

第48条は、法人の市民税の申告等について、39ページをお願いします、第50条は、法人の市民税に係る不足額の納付の手続きについて、41ページになります、第52条は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について定めるもので、いずれも法人税において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整理を行うものです。

42ページをお願いいたします。

第94条は、たばこ税の課税標準について定めるもので、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することを定めるものです。

次に、44ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例第3条による改正関係となります。

平成31年3月に制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について一部改正を行うもので、単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るとともに、元号を改めるものです。

次に、49ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、附則第8条による改正関係となります。

これ以降の改正は、全て元号を改めるのみの改正となりますので、説明を省略いたしま

す。

議案第2号については、以上でございます。

次に、議案第3号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

60ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、法改正に伴う条項の整理及び元号の改正となります。

なお、現行の附則第5項を削る改正は、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が、認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例措置が満了となったことによるものです。

61ページをお願いいたします。

新たに附則第7項を加える改正は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、都市計画税の課税標準を浸水被害軽減地区として指定された日から3年度間はその価格に3分の2を乗じて得た額とするため、追加するものです。

議案第3号については、以上でございます。

次に、議案第4号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

新旧対照表65ページをお願いいたします。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。

第23条第2号の改正については、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を28万円から28万5,000円に引き上げるものです。

また、第3号の改正については、2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を51万円から52万円に引き上げるものです。

66ページをお願いいたします。

附則第6条及び第7条の改正は、租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことを受け、引用条項を整理するものです。

以上で、議案第2号から議案第4号までの3議案について補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第5号、議案第6号について、保険年金課長、ご登壇お願いします。

（保険年金課長 在田浩治 登壇）

○保険年金課長（在田浩治） 議案第5号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国からの要請に従い、傷病手当金を支給できるよう専決処分にて制定いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

改正の趣旨であります。給与等の支払いを受けている国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合など、労務に服することができず、給与等が支給されなかったときに、社会保険に準じた傷病手当金を支給し、安心して療養に専念できる環境を整備するものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

68ページをお願いします。

改正の概要につきましては、国民健康保険条例附則第4項の次に、第5項から第10項までの6項を加えるものであります。

追加する条文についてであります。第5項は、給与等の支払いを受けている国保被保険者が療養のため就労できないとき、就労できなくなった日から3日を経過した日を支給開始日とし、就労予定だった日に対し傷病手当金を支給する旨の規定であります。

第6項は、傷病手当金の日額を、直近の継続した3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする旨とその上限額の規定であります。

第7項は、傷病手当金の支給期間の上限を1年6か月とする旨の規定であります。

第8項は、事業主から給与等の全部または一部を受け取ることができる者に対しては、傷病手当金を支給しないこと。ただし、当該給与等の額が第6項の規定により算出した金額より少ないときは、差額を支給する旨の規定であります。

第9項は、前項の規定による給与等の全部または一部を受け取ることができなかった場合は、事業主に代わって傷病手当金を支給すること。また、給与等の一部を受けたときは、その額を控除し、傷病手当金を支給する旨の改定であります。

第10項は、前項の規定により、事業主に代わって傷病手当金を支給したときは、支給した金額を事業主から徴収する旨の規定であります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則で定める日までに傷

病手当金が支給開始となる場合に適用となります。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第6号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

本案は、旭市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に傷病手当金の給付が行われることに伴い、申請受付事務を市が行えるよう改正が必要になったため、専決処分にて改正いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

70ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、旭市後期高齢者医療に関する条例第2条中、第8号を第9号とし、第8号として広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものであります。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（伊藤 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

おはかりいたします。議案第1号から議案第6号までの6議案については、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までの6議案については、委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

◎日程第9 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第9、質疑、討論、採決。

これより議案第1号から議案第6号までの6議案について、順次、議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、議案第1号についてご質問いたします。

最初の1世帯一律2万円とか、あと小学生の給食費6か月無償化、零歳から5歳までの未就学児1人に3万円、これはすぐ人数はつかめると思うんですよ。ただ、飲食店の場合には、どのようにこれを把握するのか。予算書を見るとだいたい700事業者ぐらい当てているようですが、その判断はどのようにするのか。

例えば飲食店といってもいろいろありますよね。当然、喫茶店とかも入るんでしょうかね。それと、カラオケはどうなんでしょうか。あと、スナックも入るのか。これは、非常に絞るのが難しいと思うんですよ。もらいたい人ともらえない人、あと開業して売上げが減ったといっても開業して例えば半年ぐらいの人はどうするのか。あと、売上げが減った証明か何か出すんですかね。一律に700事業者に出すのか。飲食店という組合がありますから、組合に入っている人は把握できると思うんですが、例えば組合に入っていない人はどうするのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご質問にご答弁申し上げます。

まず、数の把握ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） はい。まず、この数の把握でございます。

まず飲食店は、通常の飲食店、それから居酒屋、それからスナック、それからバーですか、そちらも全て含めます。

飲食店の把握でございますが、まずうちのほうで注目したのは、海匠保健所のほうで食品営業許可というのを発行しております。それをホームページで公表しております。だいたいこれは約650店舗ほど。ダブっているところもありますので、それを集計しましたらだいたい650店ほどあったということでありまして。そのほかに今回は、宿泊業や旅行者等も含めております。これは、経済センサスのほうでどちらも合計で約50店舗ぐらいじゃないかなど。合計しまして約700。この700というのはマックスの数字でございますので、ここから売上げが減ったかどうかは、申請により判断させていただきたいと考えております。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） 売上げが50%減ったかどうかというのは、すみません、今回の規定の中で前年同月比50%減ったという規定がございます。これは、今年の2月から5月までの昨年同月と照らし合わせまして50%減ったということでございます。

先ほど、売上げの証明とありました。今年の売上げにつきましては、売上げ台帳等をつけていらっしゃるかと思しますので、そちらと昨年の数字を見比べまして50%減ったと、そちらを対象とするということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 非常にいいことで、これは大賛成なんですけど、たださっきも言いましたように、もらいたい人ともらえない人、今言ったように昨年のとって、例えば昨年の2月からとって昨年の8月頃に開業した人はこれは入らないわけですね。

それと、あと子どもの手当とかは、こちらから通知を出すんでしょうけれども、この飲食店の場合には、やはり自分のほうから、逆に飲食店のほうから申請を出さなければしょうがないんでしょう。市のほうからいかがですかと、そういう通知は出さないんでしょう。その点ちょっと。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） 今回は2月、5月を対象としております。例えば昨年の6月とか、7月とか、その場合は、確定申告をしていただくのが前提となっておりますが、その確定申告していただいた売上げを昨年の例えば6月から12月まででしたらそれを割りまして、まず月の収入を出していただきます。この収入に対しまして、今年の2月から5月につきまして50%減ったと、そういう計算で考えております。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） 昨年中に開業して、確定申告はしていただきたいと、それを考えております。

それと、事業の周知でございますが、うちのほうも一律出すというのがなかなか対象じゃない方もいらっしゃいますので、この辺は広報とかいろんな周知で、飲食店組合もあるみたいですので、そちらのほうを通して、また商工会等も通して周知してまいりたいと。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） だいたい分かりました。ですから、周知徹底を、それで、これはやっぱりなるべく早くがいいと思うんですが、だいたいいつ頃、もう既にこれ、私は今日初めて聞いたんですが、一般の人がもう知っている人もいますよね。どういうことか、別にいいんですが、旭市独自の給付金が出ると、よそにない給付金が出るという話もう伝わって

いますから、議会にかかる前に別に出てもそれは問題ないでしょうけれども、なるべく早く、いつ頃まで。

それと、あと全然関係ないんですが、例えば飲食店とかは、よく飲食店、飲食店と言いますが、飲食店に食材を納めている農家、ここまで言ったら切りがないのかも分かりませんが、例えば宴会で使うパセリだとか、あれはもう宴会しか使わないので、もう暴落して、全然値段、話になりません。もう市場から来たそうです。もう諦めてくださいと、売れませんよともう来てしまったそうですけれども、当然花なんかも全部そうなんでしょうけれども、そちらのほうへも多少というか、切りがないのかな。どうなりますかね、そっち方面は。あれは、ほかの人でないと分からないか。

○議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、スケジュールについてご説明を申し上げます。

まず、本日の議会でご賛同いただきましたら、早速ホームページのほうには載せたいと思います。早ければ来週の月曜日から申請の受付を始めたいと思っています。今、準備は進めているところでございます。

なかなか全部の周知が素早くできるかというのは、難しいところなんです。なるべく早めにホームページ、それから広報、それから商工会等に、今回はうちのほうは、郵送とそれからメールで受付をします。ですので、例えばホームページを見ていただいて、この内容をご確認いただければ、添付書類等もございしますが、それを添付してメールで送っていただく。

それから、市役所、それから商工会とか、関係するところに紙ベースの書類は全部備え付けておきますので、それをもって郵送で送っていただくと。郵送料はかからないようになっておりますので、それを送っていただくということで、来週18日からの受付を開始したい。早ければ2週間以内ぐらいには振込ができるかなと。

それと、すみません。ほかの業種につきましては、今回、私ども、商工観光課ということで、商業関係で支援策を考えさせていただきましたので、ほかの業種のほうには、確かに影響はあるかと思いますが、今回はこちらのほうで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農業者への支援でございますが、先ほどございましたように……

(発言する人あり)

○農水産課長(多田一徳) すみません。飲食店の緊急支援給付金事業につきましては、農業者の支援はございません。農業者への市の単独の支援については予定をしておりませんが、経済産業省の持続化給付金の給付が5月1日から始まっておりますので、この支援の早急な対応と考えております。持続化給付金についての情報を今後とも配信していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤 保) 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員の発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、今年度の臨時会に上程をされました議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

今回の補正では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、緊急経済対策を計上したのになっておりますので、早期の事業効果を望み、質問をいたします。

まず、8ページの歳出に関して、18款2項1目財政調整基金8億3,228万6,000円の追加ですが、市独自の新型コロナウイルス感染対策事業に係る補正財源として財政調整基金から過去最大規模と思われる繰入金を計上しています。

新型コロナウイルスが全世界に感染拡大する中、本市の経済活動など多大な影響を受けており、現在の厳しい状況を鑑みますと、市独自の対策についても早急に実施しなければならないと考えます。今、本市は、まさしく緊急事態であり、財政調整基金の繰入れは至極当然なこと、この基金を市民のために今使わずしてどうするんだと強く訴えます。

そこで、今回の事業規模は果たして妥当であるのか、本市としてどのように捉えているのか伺う。加えて、財政に与える影響についての見解を求めます。

次に、10ページ、ここからは歳出の主なものに関して質問いたします。

説明欄2、元気回復特別給付金5億4,487万2,000円ですが、これは市独自の緊急経済対策として1世帯当たり2万円の給付をいたします。

では、対象となる世帯の詳細な給付要件とこの金額を2万円とした具体的な理由について伺います。

次に、12ページの説明欄3、就学前児童臨時給付金給付事業8,629万円ですが、こちらも市独自の緊急経済対策として、就学前児童1人当たり3万円の給付をいたします。

では、こちらも対象となる児童の詳細な給付要件と金額を3万円とした具体的な理由につ

いて伺います。

次に、13ページの7款1項2目、説明欄1、飲食店等緊急支援給付金給付事業7,124万6,000円ですが、同じく市独自の緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染の拡大により深刻な影響を受けている市内飲食店及び観光関連事業者などに対し、1事業所当たり10万円の給付をいたします。

では、単純に7,000万円を10万円で割り返しますと700事業所分の予算を計上していることになりますが、本市において対象となる業種別の数を伺います。また、給付対象に要件があるようなのですが、特に要件設置の具体的な理由と給付対象の要件を市民に分かりやすく答弁願います。

最後に、14ページの10款1項2目、説明欄1、学校教育事業費318万6,000円ですが、市独自の緊急経済対策として市内小・中学校の給食費を学校再開後6か月間分免除するので、市外の小・中学校や特別支援学校に通う児童・生徒に対し、給食費相当額を給付します。

では、市外の小学校や特別支援学校に通う児童・生徒の数とその主な要因、それに加えて給食費相当額の積算方法と支給方法を伺います。

○議長（伊藤 保） 議案質疑の途中ですが、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから8ページ、財政調整基金繰入金の中で今回の予算規模は妥当かという1点と、もう1点、今後の財政への影響についてお答えいたします。

今回の補正予算での財政調整基金の繰入額は過去最大規模であります。現在の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う一連の状況は緊急事態であるということから、財政調整基金を活用し、市として独自の支援策を行っていくこととし、今回の補正予算を計上いたしました。が、新型コロナウイルス感染症により経済的にこれだけの大きな影響が及んでいること、こ

ういった状況の中で十分な措置を講じるというのは難しいところだろうというふうには考えております。

また、市の財政への影響についてですけれども、これだけの規模の財源投入ですので影響がないということはありませんけれども、5月補正後の財政調整基金の年度末現在高の予測としましては85億円ほどを見込んでおり、これらを基に今後もしっかりとした財政運営を図ってまいりたいと思います。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、10ページの元気回復給付金につきましてお答えをいたします。

二つございました。

一つはその対象についてということでした。対象となりますのは、旭市内に住民基本台帳を置いている全世帯ということになります。日付としては4月27日を基準日としております。市内の全世帯を対象に、世帯主に対して給付するという内容でございます。人数につきましては、予算としましては2万7,000世帯を計上しておりますが、27日の現在の数値に少し端数のほうを丸めた数字で計上しているところでございます。

もう一つの質問で2万円という根拠とございますか、なぜかというご質問もございました。正直言いますと、根拠といっても数字、数学的に申し上げられるようなものはございません。考え方ということで申し上げますと、国が1人当たり10万円という形で給付をしております。それだけではなくて、こういう大きな事態ですので、市としても市単独で支援をしようということで考えたものですので、国の金額あるいは市の財政として使える額、そんなものを勘案して1世帯当たり一律2万円として考えたところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、12ページの就学前児童臨時給付金についてご回答いたします。

質問内容は2点ほどございました。給付要件ということと、二つ目が3万円の金額の根拠、理由ということでございます。

まず、1点目でございますが、給付の要件につきましては、旭市に同じく4月27日現在、住民基本台帳に登録されている世帯主の中で小学校就学前の児童のいる全世帯へ支給するものでございます。対象とする児童につきましては2,800人見込んでございます。

続きまして、②の金額3万円の根拠でございます。3万円の根拠につきましては、現在、家庭で保育をしている世帯、また、保育所等の入所を利用していない世帯については家庭での食事代等経済的な負担を緩和するものとして、また、保育所に登園している児童の世帯につきましては保育所の給食費の相当額として助成するもので、就学前児童のいる世帯、全世界帯に対して公平に給付金を支給するものでございます。

3万円の根拠といたしまして、現在、公立保育所の副食費、こちらは月額4,500円徴収しております。及び主食費、そちらは月額500円程度かかっております。これを合わせた月額5,000円を半年分、小・中学校の給食費免除と同様の期間、同様の半年分で3万円を支給するというものでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答え申し上げます。

まず、対象者でございます。対象者につきましては令和元年以前から旭市内で飲食店または宿泊、旅行業等を営む中小の企業者でございます。これは個人事業主も含めます。先ほど申し上げましたが、今年の2月から5月が前年同月比50%減少している方を対象といたします。

この、先ほど対象700件と申し上げました、繰り返しになりますが700件の内訳でございますが、こちらは飲食店等で約650店舗ほど、これは先ほど申し上げましたが食品営業許可の施設一覧が公表されています。こちらのほうから数値を拾ったところでございます。それから宿泊業、それから旅行、観光バス等々で、これは経済センサスのほうから拾いまして、これが約50店舗ほどあります。そうするとトータルで700件ほど、これはマックスの数字でございます。

それと、10万円の根拠でございます。この10万円の根拠につきましては、先に千葉県の中企業再建支援金の助成がございます。これが当初は10万円から30万円ございました。現在は、また10万円上乘せになっています。この10万円を参考としまして、相当としましては家賃や光熱費等々の固定費に該当するのではないかとということで、一律10万円と決めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） では、私からは14ページ、市外小中学校等在学児童生徒臨時給

付金についてお答えいたします。

まず、人数ですが、令和2年5月1日時点で小学生が市外公立小学校へ29名、特別支援学校へ38名で計67名。中学生は市外公立中学校へ7名、市外私立中学校へ16名、特別支援学校へ30名で計53名であります。合わせて120名という人数になっております。

区域外就学については、保護者の仕事の関係、それから、児童・生徒の人間関係によるものが主なものでございます。

積算方法については、本市の小学生の給食費の月額が4,190円、中学生の給食費の月額が4,720円でありまして、それぞれ6か月分ということで算定しております。

最後に、支給方法ですが、保護者にとりましてできるだけスピーディーにしかもシンプルなものになるように、現在検討中であります。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（伊藤 保） あと2回。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、財政調整基金繰入金の再質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として、本市の財政状況から見たときに、この基金にはまだだいぶ余裕があると考えてはいましたが、先ほど、まさにそのような答弁であり安心をいたしました。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大は、今後クラスター感染や第2波、第3波が襲ってくるおそれがあり、予断を許さない状況が続きます。市民の命が一番で市民生活を守るためには、さらなる経済対策として財政調整基金の追加投入が必要と考えますが、その準備はできているのか、本市の見解を求めます。

次に、飲食店等緊急支援給付金についてですが、今回通告制じゃないので、あえていつもよりゆっくりと話しております。先ほど金額の根拠等話ありましたが、質問しておりませんので、しっかり聞いていただけたらなとそのように思います。

本市には様々な経済活動を行っている事業所や農家などがいらっしゃいます。そもそも新型コロナウイルス感染症の影響を深刻に受けている事業所であるから、商工振興費の中でとりわけ飲食店や観光関連事業所などを対象としたのではないのでしょうか。そうであれば申告者全てに給付金を支給するべきでしょう。

国の持続化給付金同様に収入減などの要件を設けるならば、なぜ業種を差別したのか明確

な回答をください。本市には他業種で経済活動に大きな影響を受け苦しむ業者がおり、僕は大変不公平に感じますので、業種を絞った経過については、本市の業種ごとの実態をどのように把握または比較をしたのか詳細な回答を求めます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから財政調整基金繰入金、さらなる経済対策として財政調整基金の投入は考えているのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては、今後第2波、第3波があることも取り沙汰されております。その際には、必要であれば財政調整基金のさらなる経済対策への投入について考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

まず、全業種にすべきではなかったかということでございました。まず、うちのほうでこの業種に絞らせていただきましたところでございますが、商工会、それから市内の金融機関、こちらのほうでは独自に市内の状況調査を行ってございました。それを伺いました。

宿泊業者につきましては、うちのほうで独自に調査をさせていただきました。これは宿泊数の調査でございます。

その中で、例えば商工会ですと、この2月から5月に1,080件ほどの相談があったそうです。このうち約7割ほどはコロナウイルス関連のご相談があったと。その中でも約60%ほど、飲食店のご相談があったということでございます。

それから、金融機関のほうでは独自に今回の状況を各銀行のほうで、6行ございますが独自に調査しております。540件ほど調査をしたと聞いております。そのうち業況の悪化が200件ほどあったと。その中でも今回の対象業種は100件ほどあったということを知っております。

それと、市の中の宿泊の調査もいたしました。そうしますと市内で約13件ほどの、これはピックアップしまして調査させていただきました。そうしましたら、3月が前月比43%減、これは宿泊数でございます。4月は75%減と、だいぶ宿泊数が減ったと。これは売上げに直結しているものだと思います。

これらを踏まえまして、特に今回のコロナウイルスの感染拡大、それから緊急事態宣言等

で自粛等を余儀なくされておりますこの業界につきまして絞らせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後に1点、飲食店等緊急支援給付金についてですが、残念ながら調査が相当甘いなということをおっしゃるを得ません。緊急事態とはいえ、しっかりと、苦しんでいる人ほかにもおりますので、カバーしなければならないのかなとそう思っています。

給付対象の業種を絞ったことには大変理解に苦しむので、いま一度質問で聞きますけれども、この事業の答弁を聞きまして、業種を絞るその絞り方が大変不公平に思いますし、今回対象外の業種で深刻な影響を受けておられる市内の業種、事業所等があるために申し上げます。

市内の実態把握が全くと言っていいほどできていない現状で、売上げ減少等の要件をつくるのであれば、国の経産省で行う持続化給付金に上乘せをしたらいいと考えますけれども、緊急事態の今は緊急的な対策だったのでしょうから、今後早急な追加補正をすべきでしょうと質問をします。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） ご指摘いただきました点につきましては、深く反省しまして調査したいと思います。

今回はこの業種に絞らせていただきました。まずは、今は、今回の事業を速やかに該当する事業者にお渡ししたいと、まずそれを考えております。

それから、今、国の持続化給付金、それから県の中小企業の支援金等々の問合せもたくさんうちのほうにまいております。その辺も、うちのほうで支援等情報の提供はできますので、まずそちらのほうを早急に取り上げていただくということで考えております。

それと、今、国のほうで第2次補正予算も検討しているところでございますので、これらの内容も踏まえまして今後検討してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、令和2年5月旭市議会臨時議会の補正予算の議決について

の質問をいたします。

まず、7ページ、学校給食費負担金1億2,497万8,000円でございますが、先ほど説明ありましたが、6か月間給食費を無償にするということでございますが、これは子ども1人当たりにしたら6か月間で幾ら無償になるのか。先ほど答弁されてはいますが、再度それをお願いします。

その中で、これは基金を取崩して、それでこれに充てるということでございますが、しかしながら、国が今回臨時特別給付金1兆円ですか、出していますね。そんな中で都道府県に5,000億円、各市町村に5,000億円ということでございますが、旭市は幾ら来るのかまず最初にお伺いします。そういう中で、実質これは旭市の貯金を取崩して使ったということにならないと思うんですが、その辺お尋ねします。

それから、7ページの特別定額給付金給付事業費補助金65億1,000万円でございますが、国の1人当たり10万円支給の給付金事業でございますが、10万円とすると6万5,100人が支給対象者ですが、5月1日現在の人口は6万4,990人ですが、その根拠と、それから支給までの今後のスケジュールについてお尋ねをします。

それから、同じく7ページ、特別定額給付金給付事務費補助金3,216万8,000円でございますが、定額給付金の事務費の補助金ですが、この補助金は経費の積み上げによるものなのか、それとも自治体ごとに配分額が決まっているのかなどの根拠についてお尋ねします。

それから、9ページ、特別定額給付金給付事業の一般職報酬478万4,000円についてでございますが、定額給付金支給に伴う臨時的な職員の人件費ですが、採用人数、単価、雇用人数についてお伺いします。また、この職員の採用までのスケジュール、勤務開始日についてもお伺いします。

それから、同じく9ページ、費用弁償費20万1,000円についてでございますが、具体的な内容についてお尋ねします。

同じく9ページ、通信運搬費874万1,000円についてでございますが、市民への申請書の送付代ですが、具体的な内容と今後の予定についてお尋ねします。

それから、同じく9ページ、警備委託料52万8,000円について具体的な内容についてお尋ねします。

それから、10ページ、特別定額給付金65億1,000万円についてでございますが、1人に10万円支給、4月27日現在の住民基本台帳登録の方が対象ですが、対象者は6万5,100人であったのかお尋ねします。

それから、10ページ、元気回復特別給付金給付事業5億4,487万2,000円についてであります。この具体的な内容についてお尋ねすると同時に、現在の世帯数、そしてその中の一人世帯、これほどのぐらにあるのか、それから市民税の納付世帯ほどのぐらにあるのか、また、法人は何社ぐらにあるのかお尋ねします。

それから、11ページ、電話設備等改修工事11万8,000円についてであります。この具体的な内容についてお尋ねします。

12ページ、就学前児童臨時給付金給付事業の一般職報酬113万6,000円についてであります。臨時的な職員の人件費ですが、採用人数、単価、雇用日数についてお伺いします。また、この職員の採用までのスケジュール、勤務開始日についてもお伺いします。

12ページ、就学前児童臨時給付金8,400万円についてであります。これは先ほど前の議員が聞いておりますが、これ具体的な内容についてお尋ねします。

それから、13ページ、飲食店等緊急支援給付金の事業の一般職報酬71万4,000円について、具体的な内容についてお伺いします。

14ページ、学校教育事務費、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金318万6,000円についてであります。これは市内在住で市外へ行っている方の給食費の関係であります。これは1人当たり給食費は幾らになるのか、市内の生徒との比較はどのようになっているのかお伺いします。

それから、14ページ、小学校施設管理費128万4,000円について、具体的な内容についてお伺いします。

15ページ、中学校施設管理費42万8,000円について、具体的な内容についてお伺いします。
以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） まず、児童・生徒1人当たりの給食費の件でございますが、小学生でいいますと6か月間で2万5,140円になります。中学生では2万8,320円ということでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから地方創生臨時交付金についてお答えいたします。

新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金につきましては、本市の交付限度額は2億8,328万5,000円と示されましたが、この交付金につきましては、事前に計画書を提出し交付決定を受けた事業が交付対象となります。この計画書の受付が5月20日となっていることから、今回の補正には計上しておりません。

以上です。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からお答えしてまいります。項目が多数ございましたので、もし漏れがございましたらご指摘をいただければと思います。

初めに、歳入の定額給付金の補助金の件についてのご質問がございました。金額からして世帯数と合わないんじゃないかというようなご趣旨だったかと思います。

基準であります4月27日の世帯数は議員おっしゃった数値なのですが、予算としてはそれを少し端数のほうを切り上げて……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました、人口です。6万4,000人云々という数字がございましたけれども、その数字は4月27日現在の住民基本台帳の登録者数に間違いございませんが、予算の計上としましては、それを100人未満を切り上げるような形で6万5,100人としたところでございます。

次に、スケジュールというようなご質問もございました。

歳入につきましては……歳入のスケジュールでよろしかったでしょうか。歳入につきましては、今、概算払いということでの請求をお願いしております。大きな金額になりますので、市で立て替えておくことがなかなか難しゅうございますので、県を通じまして国へ概算払いの請求というのを今、求めているところでございます。

次に、もう一つの事務費のほうの補助金でございます。これが積み上げ方式かというようなご質問がございました。

積み上げた金額でございます。国からは事務費につきまして一定の基準といいますか目安というのもし示されておりましたが、今、細かい数字までは持ち合わせておりませんが、5,000万円くらいの数字が示されておりました。その中で、旭市で必要とする額を積み上げてこの予算ということで三千数百万円から計上しているところでございます。

続いて今度、歳出のほう、9ページの質問のほうの回答に移ります。

まず、一般職の職員の報酬についてのご質問がございました。

人数ですけれども、積算としましては10人という形での予算を積算をしております。これを3か月間ということで計算をしております、時間当たりの単価は952円ということで、一般の事務の単価を用いて積算をしているところでございます。

勤務の開始日というようなご質問もございました。本議会で可決いただきましたら、その後速やかに手続きのほう進めてまいります、一般職というか、パートタイム会計年度職員になりますけれども、この人たちにつきましては申請書が戻ってきてからの事務ということで考えておまして、来週の火曜日くらいからというふうに今考えております。具体的な人につきましても今、最終的なその調整を行っている段階でございます。

続きまして、費用弁償というご質問がございました。

具体的な内容ということでございましたが、人がまだ確定しておりませんので、予算としましては10人の分を1人当たり300円ということで、これ通勤手当相当でございますが、それを計上しているところでございます。

それと、次に、通信運搬費のご質問がございました。

通信運搬費につきましては、こちら市から全世帯へ郵送するための経費、それと各世帯から郵送で提出していただくときの返信用の封筒の経費、そういったものを計上しているところでございます。あと、臨時の電話も設置しますので、そんなものも盛り込んだところでございます。

続きまして、警備の委託料の件がございました。

給付につきましても、基本的には銀行振込ということを考えておりますが、どうしてもしょうがないという場合には、現金で支給しなければならない場合も出てこようかと思っております。そのときに、今回1人10万円ということで非常に大きな金額になりますので、場合によってはその警備ということも考えたいということで、予算に計上したいということで盛り込んだものでございます。

次に、給付金そのものの、また金額の根拠ということで、これ歳入でご説明したとおりでございます。実際の数字から少し丸めた数字で計算しているところでございます。6万5,100人ということで計算をしたところでございます。

それと、次の事業のほうにまいります。

元気回復特別給付金の具体的内容のほうでございますけれども、こちらさっきの数字の考え方と同様のご質問かと思っております。4月27日の世帯数と予算のほうの数字が合わないという意味でのご質問かと思っておりますが、これも4月27日の世帯数を抽出したのに対して、数値は

少し丸めて切り上げた形での積算にしていることの違いでございます。

あと、1人の世帯がどのくらいあるのかというご質問もございました。

先ほど市民生活課から入手をいたしまして、入手というかたまたまありまして、9,113ということで今現在は承知をしております。

それと、補足になりますけれども、世帯数こういうふうにしておりますが、4月27日現在ということで一旦は固定した数字でございますけれども、その後移動している分というのも加味しまして給付のほうは行ってまいりますので、ただいま申し上げた数値につきましては、最終までに動くということをご理解をいただければと思っております。それは全体の数字もしかりですし、1人当たりの数字もしかりでございます。

それと、市民税の納付というようなご質問もございました。

すみません、これは承知しておりませんので、今回その対象者として市民税を納付してある、していないということは考慮しないで、全世帯ということを対象に考えているところでございます。

最後に、法人というご質問もございました。

これは個人の世帯を対象にしている事業でございますので、法人ということについては取り立てて考えていないところでございます。

私からは以上です。

○議長（伊藤 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 私のほうからは、11ページ、国の子育て給付金の中で、14節の電話設備工事改修費についてということでお答えします。

今回の事務につきましては、通常の仕事所ではなく別の仕事所で業務を行います。それに伴いまして、作業をするスペース及び問合せの電話や、こちらから連絡に要するため、電話を別回線で1台設置するものでございます。

続きまして、12ページの、就学前児童の給付金についてご回答します。

まず、1の報酬、こちらは先ほど総務課長と同様に、パートタイムの会計年度任用職員を2名雇用したいと考えております。時給につきましては同様952円、時間につきましては1日7.5時間、1人は100日ということで早ければ来週から9月いっぱい、もう1人の方については59日ということで6月から7月の2か月を考えております。やっていただく業務につきましては、口座振替の手続きの準備とか支給決定の通知の発送とか、その他もろもろお願いする予定でございます。

あと、18の8,400万円につきましては、先ほど申し上げましたとおり就学前の児童に対して公立保育所の給食費相当額、月額5,000円の6か月分で3万円を全児童約2,800人見込んでおります。給付金額を8,400万円ということで計上いたしました。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

うちのほうは7款の商工費の報酬でよろしかったでしょうか。こちらにつきましても、うちのほうの受付事務または入力等の補助としてパートタイムの方を2名、期間は50日程度、時給につきましては同じく952円でございます、を雇う金額で計上いたしました。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 私のほうから、市外に通学している児童・生徒との1人当たりの給食費、市内との比較をしたらどうなのかということについてお答えをさせていただきます。

例としまして、銚子市、それから匝瑳市、香取市、東庄町と比較した場合は、全て旭市のほうが低い金額となっております。銚子市を例にいたしますと、6か月間で480円旭市のほうが安くなります。それは小学生です、小学生で480円。中学生で1,800円旭市のほうが安くなります。続いて、八日市場特別支援学校を例にいたしますと、6か月間で小学生だと4,260円旭市のほうが安くなります。中学生・高校生ですと、八日市場特別支援学校と比べた場合に1万3,080円旭市のほうが安くなるとういう結果になっております。

以上です。

○議長（伊藤 保） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 私のほうからは、14ページの小学校施設管理費と15ページの中学校施設管理費の消耗品費の具体的な内容についてお答えをいたします。

今回、学校再開を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の予防のため、トイレのドアノブや手すり、よく手にする物品等の拭き取りや、手指を消毒するなど、学校施設の衛生環境をできる限り整えるため消毒液を購入するものでございます。

まず、小学校ですが、購入費128万4,000円の内訳として、消毒液を1校当たり17リットルの入った缶を1か月1缶使用として、臨時登校が始まる今月から翌年3月までの11か月分を小学校15校に配付するよう計上したものでございます。次に、中学校ですが、購入費42万

8,000円の内訳として、小学校同様に17リットルを11か月分、中学校5校に配付するよう計上しております。

私のほうからは以上です。

○議長（伊藤 保） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの人事の紹介で紹介漏れがありましたので、人事の紹介をいたします。

花澤義広事務局長。

以上であります。

引き続き、高橋利彦議員の質疑を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質疑をいたします。

まず、7ページの学校給食費の関係でございますが、半年間これは無償ということですが、そういう中でこの給食の開始はいつ頃になるのかそのめどと、それからこれは特別交付金の対象になるのか。そんな中で、特別交付金ですか、旭市は約2億8,000万円ということですが、これはやはり有効に使っていただくということで、どういう今後対策をするのか。

それから、7ページの特別給付金の事務費補助ですか、この3,216万円は積み上げ方式ということですが、そんな中で国からは約5,000万円提示されているということですが、これは国から来た額をそのままもらうことはできないのか。

それから、9ページ、特別定額給付金給付の一般職の報酬478万円、これは、臨時職員約10人分ということですが、これは申請書の整理ということですが、今から募集して果たして集まるのか。これが予定されている中で、なぜ人員の募集ですか、内々にもやっておかなかったのかお尋ねします。いずれにしても、補正予算成立後であっては、かなりこれ遅くなってしまうと思うんですね。それで、そういう中でこの予算478万円、専決処分の考えはなかったのかお尋ねします。

それから、9ページの費用弁償20万1,000円、これは、先ほどは通勤手当ということですが、支給給付金ですか、その落ちこぼれを拾うための費用弁償だと思ったんですが、そんな中でこれは通勤手当だけなのかお尋ねします。

それから9ページ、通信運搬費874万1,000円、これは、郵送それから返送分ということですが、これは市民の申請を早く行わなければならないわけですが、一日でも市民へ現金を支給するためには、市役所職員が全員総出で市民の元へこの書類を届ける考えはないのか、郵送ではなく。

次に、警備委託料でございますが、これは現金支給となれば銀行振込よりいち早く市民の元に渡ると思いますが、そうすると現金支給を望む市民が増えると思われませんが、誰でも理由があれば現金を受け取ることができるのかできないのかお尋ねします。

それから10ページ、特別定額給付金65億円でございますが、これは他の市町村では専決処分や臨時議会を速やかに開催しています。予算措置をもっと速やかに行う考えはなかったのかお尋ねします。

それから、10ページの元気回復特別給付金5億4,000万円の関係でございますが、先ほど答弁いただきましたが、単身世帯ですか、単独の世帯が9,113世帯ということでありました。2万6,000から7,000世帯の中で、率にしたらかなり高いわけですね。それで、1世帯当たり10人からの家族もいるわけですよ。そんな中で、これは市単独の事業ですが、この財源は財政調整基金、世帯主に2万円の支給ということでございますが、政府は当初1世帯に30万円を支給すると考えていましたが、結局、最終的に個人へ10万円、市でも個人に支給することを考えなかったのかお尋ねします。

そういう中で、単身世帯が多い中で、なぜ国と同じように1人当たり幾らという考えはなかったのか。それが、むしろ平等だと思いますがそのことについてお尋ねします。

それから12ページですか、就学前児童臨時給付金8,400万円でございますが、今回はこの財源は財政調整基金ですが、今後国の交付金1兆円のうち都道府県に5,000億円、市町村へ交付金5,000億円の中の市町村へ配分された対象経費となるのかお尋ねします。

それから14ページ、先ほどちょっと質問し忘れましたが、事業の飲食店等緊急支援給付金7,000万円についてでございますが、具体的な内容についてある程度先ほど答弁いただきました。そのような中で、この施策は山武市でも行っています。山武市では、4月29日から申請がされています。売上げが減少した事業者に10万円を支給します。私が担当課に調査を依頼した施策で、二番煎じのような感が否めません。

そこで、この旭市と山武市の施策についてお尋ねすると同時に、たしか旭市も飲食店の経営が厳しいのが現状でございます。しかし、旭市の基幹産業は農業です。学校給食で牛乳が使われない、また飲食店で高級食材の牛肉も使用されなくなり単価が下がっています。さらに、花卉なども1年で最も使用されるときに使われなくなり、価格が下がり、廃棄処分を行ったと聞いています。農業者も非常に厳しい経営状況です。このような方は該当にならないのかお尋ねします。

14ページですか、小学校教育事務費、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金311万8,000円でございますが、これは他の市町村のほうが給食費は高いと、旭市のほうが安いということでございますが、結局給付するのは旭市と同額なのかお尋ねします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 先ほどの質問の中で、給食の開始時期はいつなのかということについてお答えいたします。

このあと、国の緊急事態宣言の解除等受けまして、県教委の方針にのっとりまして、学校再開のタイミングが決まってくると思われまます。その学校再開のタイミングに合わせて、給食を開始する予定でございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから臨時交付金についてお答えいたします。

まず、特別交付金の対象となるかということで、給食費と就学前児童臨時給付金給付事業、これらについてこの交付金の対象となるかということでございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたけれども、5月20日にこれから申請に行くわけですが、その対象事業として示されているのが令和2年4月1日以降に実施される事業であること、それと、新型コロナウイルス感染症対策への対応として効果的であり地域の実情に合わせた必要な事業とされております。

こういった抽象的なことがございますので、これから中で打合せをしましてどの事業が対象になるのかということを考えていきたいと思っております。併せて、さらなる経済対策が必要となった場合の財源としても視野に入れておきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私のほうで、幾つかお答えしてまいります。

まず最初に、7ページでございます。事務費の補助金について国からの基準の額そのままもらえないのかというお尋ねについてですが、基準は示されますが、国に申請するものは自分たちのところで実施する事業費として申請しなければいけませんので、こういった形での数字にしております。

次に、会計年度任用職員のことがございました。これから募集というふうに受け止められたとすれば少し言葉が足りませんでした。ご質問にもありましたように、内々には既に進めております。ただ、きちんと採用するのはこの議会で議決をしていただいてからということでも申し上げたところでございます。内々としては、もう既にある程度のめどは立てているところでございます。

そのご質問の最後のほうに、専決処分の考えはなかったのかというお話もございました。後段でもまた同じような話がございましたけれども、この特別定額給付金につきましては国の事業でありますので、これだけの事業を行うということであれば、国の施策をそのまま行うということであれば、専決処分をして早く進めるということもあったかもしれません。ただ、旭市につきましては国の施策に加えて市独自の施策も織り込んで、今回臨時議会に提案いたしております。その内容を詰めるのに少し日数を要したということで、今議会に提案したところですし、議会に説明しないで専決処分を進めてしまうのはいかがかということで今回の臨時議会に提案しているものでございます。

次に、費用弁償の件がございました。費用弁償、中身は通勤手当でございます。

次の通信運搬費ございました。市役所の職員が届ければいいのではないかというようなご質問の趣旨がございました。やっぱりこれ、全世帯に配るとなりますとどこにどのご家庭がというのは難しゅうございます。プロであります、やはり郵便局に頼んだほうが確実に早いというふうに考えております。

次に、警備委託料の件がございました。現金を望む人が増えてしまうのではないかとということでございましたが、誰でも現金を望めるかということではありません。もうどうしてもしょうがないと。口座も持っていない、手だてがないという場合に限って現金ということにしたいと思っております。基本は、振込みということをお願いをしているところでございます。それは、接触の機会を減らすという意味合いもございます。そのところで、また専決、臨時というようなお話がございましたが、先ほど申し上げたとおりでございます。

それと、元気回復のほうの5億円につきまして、個人への給付ではないのかというご質問

がございました。これ、総体的に考えまして、1世帯2万円というのを旭市としてはやりた
いとして考えたところがございます。国は、1人当たりということで10万円やっております
ので、旭市としてどうするかということ考えたときに、1世帯2万円としたというところ
でございます。

私からは以上です。

(発言する人あり)

○議長(伊藤 保) 商工観光課長。

○商工観光課長(小林敦巳) 失礼しました。

それではご質問のほう、山武市でも同様のを行っている、山武市はもう既に募集が始ま
っていると、二番煎じではないかということでございました。

確かに、うちのほうでこれを検討しているときに、山武市がいち早くこれを打ち出しまし
た。参考にはさせていただきました。山武市のこの対象業種の見方につきましても、やはり
飲食店、宿泊業、今回の影響が著しい事業所であるということは参考にはさせていただきました。
これを踏まえまして、うちのほうとしても参考にはさせていただきましたけれども、
同様とは考えておりません。このほかにも、例えば香取市も同じような業種を絞ったものが
ございます。そのほかにも業種を絞ったところがございますので、これらも参考にさせてい
ただきまして今回計上させていただきました。

農業の関係のお話ございました。農業のほうの市内のほうにつきましても、すみません、
ちょっと私のほうで商工の関係のほうで絞らせていただきましたので、農業のほうの関係に
ついては、お答えは私のほうではできないと思います。

よろしく申し上げます。

○議長(伊藤 保) 農水産課長。

○農水産課長(多田一徳) 農業に関しましては、先ほどの持続化給付金のほうの支給の対応
と、またあと農林水産省のほうで様々な支援のほう出されておりますので、その支援のほう
で対応のほうをしていきたいと考えております。

○議長(伊藤 保) 学校教育課長。

○学校教育課長(加瀬政吉) 最初に、訂正をさせていただいてよろしいでしょうか。

市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金の件です。1回目の回答の中で、他市との給食費
の比較で全て旭市のほうが低額だというふうに回答いたしました。但、匝瑳市の中学校分だけ
旭市が月額で20円高い費用でした。申し訳ありませんでした。訂正いたします。

それから、2回目のご質問の中で給付金は同額なのかというご質問ですが、市内の小・中学校の児童・生徒の給食費を6か月間免除するのに併せて給付金のほうを用意させていただくことから、給食費の金額を上限として考えているところであります。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問をします。

7ページ、特別定額給付金、1人10万円ですね。これは、結局、対象者に文書で幾ら送っても、それを対応できない人もあるんじゃないかと思うんですが。別居、独居老人で、1人で何が何だか書類の作り方も分からない。そういう人は、そういう落ちこぼれですか、どのように救済策を考えた中で、全員に支給できるようにするのかお尋ねをします。

それから、9ページ、通信運搬費ですね。先ほど、課長の答弁では、職員、家も分かんない何も分かんないということですが、この874万1,000円という金額はだいぶ大金なんです。例えば、2万7,000軒にしたって、往復、今郵便、80円が90円ですか、それがかなりの額になるんですけどね。何でこんなに計上したのか。そういう中で、職員が配れば、職員も一生懸命やっているなど同時に書式まで教えられると思うんですよね。やっぱりそういう、市は親切心、公僕ですから、そのぐらい必要じゃないかと思うんですがね。ただ事務的な仕事をするだけじゃなく、それも一つのPRになると思うんですよ。どういうふうを考えているのか再度お尋ねします。

それから、10ページ、これ、戸当たり2万円ですか。単独世帯が9,500戸もあるんですね。そんな中で、中には多いのは10人からの家族もあるわけですよ。やはり、市は市民に対して平等。それからやれば、なぜ個々に検討しなかったのか、それとも検討をしたのか、その理由についてお尋ねをいたします。

そんな中で、結局、今回補正、基金をかなり出しているわけですよね。しかし、実質は国から3億円ぐらい来ますから。それからしたら、市の基金の繰出しは約5億円ぐらいなんです。旭市はよく金があるあると言いますが、貯金に積んでおいてもただの紙切れなんです。そんな中で、やはりこういうときにはそれを使う、これが旭市の活性化にもつながると思うんですね。貯金に積んでおいて残していたって何にもならないわけですよ。やはり、病気のときには早めに治療をする。それと同じで、早めに、せつかく基金があるんですから、これを使ってやるのが旭市の、市民のためなんです。

そうでしょう、市長、幾ら金残しをやっても何にもならないんですよ。やっぱり、貯金と

いうのは有効に使うのが貯金なんですよ。そんな中で、市長、どういうふうに考えているのか。もっと、国だってこれから第2次、第3次を計画しているわけですよ、補正予算ね。ですから、旭市もこの基金を取崩しして、一日も早い旭市の経済の再生ですか、再生発展につなげるのが、これは市長の役目だと思うんですよ。

そのために、市長は今後、この基金の取崩しを含めた中で、旭市の経済の再生、どういうふうに考えているのかお尋ねをします。

それから、14ページ、飲食店などの支援給付金7,000万円ですが、結局、これはあくまでも申請。そうしますと、やっぱり漏れがかなりあると思うんですよ。ですから、その漏れの部分をどういうふうに救済していくのか。それから、先ほど農業問題、国が云々かんぬん言って、国じゃなく、この特別給付金というのは国が大ざっぱに対策を出した中で、各地域によっていろいろ状況が違う中で、その隙間を埋めろということでこれを出しているわけですよ。そんな中で、国が云々かんぬん、そういう答弁で、市としての対策を何も考えていないわけですよ。これでは、あんまり無為無策じゃないかと思うんですよ。

当然、この旭市には対策本部ができたわけですね。その中で、なぜそこまで検討しなかったのか。これでは、政治がないと同じなんですよ。ですから、今後、やはり基金をうまく使った中で、やっぱりそういう隙間ですか、埋めるべきだと思うんですよ。実際、あれでしょう、8億円から基金を取り崩したって、国から約3億円が来たら5億円しか使っていないでしょう。やっぱり、貯金は生き金として使う。これが、市長の政治だと思いますよ。

幾ら、市長、貯金を残したって何にもならないわけですよ。よく相続は、争い続けるというのは争続と言いますけどね。それと同じで、貯金は生き金として使う。そのために、その農業関係を含めた中で、市長の意見をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 議員の皆さん方から、いろいろご意見を頂戴しているところであります。

今回の、本当に、新型コロナウイルスの拡大対策ということの中で、本当にいち早く市民に少しでも届けたいという思いはずっと最初からありまして、4月の上旬に議員の皆さん方にも、当初はプレミアム付商品券ぐらいの小規模な部分で話をさせていただいたわけでありまして、事務量とか、新たな商店街の皆さん方の募集とか、そういった部分でかなり調査、時間もかかるというようなことの中で、一律の給付にしようということ、その中で

議論、検討をしたわけでありましてけれども、1世帯にする場合、1人の、先ほど高橋議員から話がありましたように、1人の世帯、七、八人の世帯、同じでいいのかというような部分も本当に議論があったわけでありましてけれども、国が1人10万円ということをやるということでありますので、市はそういった財政規模もありますし、世帯2万円。

当初、財政調整基金九十数億円の1割程度、今回のコロナウイルス対策で財政支出しようというような話もあったわけでありまして、そういった部分で適当なといひましようか、市民が納得できるような、いずれにしてもどんなことが適正なのか、公正、公平なのか、迅速にやれるのか、そういったことを大前提に検討してきたところであります。七、八人世帯、どこで分けるのかという部分もありますし、調査もしなければならぬし、そういった部分では1世帯2万円が妥当ではないかなという結論に達しまして、そういったことで行ったわけでありまして。

今回の支援策については、県下でも人口規模、財政力指数から見て、最大規模の応援をさせてもらっていると私どもは自負しているところでありますので、議員の皆さん方にもご理解をいただきたいとそのように思います。

農業関係でありますけれども、国が今、農林省がいろいろ施策を考えているところであります。商工のほうの、一律事業者に対する10万円の問題についても議論はしたところであります。農業もどうするのかというような部分で検討はしたわけでありましてけれども、国のある程度の出方を見て、それから足りない部分をやっていこうというようなことで、最終的な調整をしているところであります。

第1段階の、今回の財政支出でありますけれども、先ほどお話がありましたように、国の地方創生臨時交付金があるわけでありまして。2億8,300万円ぐらい来るわけでありましてけれども、そういった部分の財源を確保しながら第2段階の、これからまたいつまで緊急事態宣言が13特定都道府県に続くのか分からないわけでありまして、そういった部分でしっかりと財源を確保しながらこれからの対策に当たっていききたいとそのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からお答えをする部分がございます。

まず、独居老人などの方への対応をどうするのかというご質問がございました。こういった方々につきましては、例えば民生委員の方ですとか、ボランティアの方ですとか、地域の方ですとか、そういう方に助けていただきながら進めていただけるように、こちらもそうい

った方々にアナウンスをしてやっていきたいというふうに思っております。

次に、通信運搬費の件が出ました。結構大きな金額だけれどもということですが、封筒につきましては送るときは大きな封筒で送ります。返ってくるときは小さい封筒ですので、送るときは大きな封筒ですので、もう少し金額がかさみますので、こういった数字にしているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、飲食店等に漏れがないようにできるかということでございました。先ほどの、周知のほうではお答えしたところでございますが、まずすぐに広報あさひに載せます。それから、市のホームページにも載せます。それと、今回の定額給付金のご案内のときに市の施策も一覧にしたものを、それを添付して出していただくことになっておりますので、これでだいぶ周知が図られるんじゃないかと思っております。そのほかに商工会、それから関係団体等にもお声がけしまして、なるべく漏れがないようにはしたいと思えます。

ある程度、その申請の状況等を踏まえまして、一応期限は7月31日までとしておりますが、それを踏まえまして検討をしていきたいと思えます。まずはなるべく周知を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） すみません。

なるべく漏れがないように徹底した周知を図りたいと思えます。

なるべく、先ほど言いましたが、期限が7月31日でございますが、その辺の申請状況を踏まえまして検討したいと思えます。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 農業者の支援につきましては、国の事業等を注視しながら農業者への、今後とも対策を考えていきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

向後悦世議員。

○16番（向後悦世） 1点、確認させてください。

10ページの元気回復特別給付事業のところ、このスケジュール、手だてという部分で、18日より国が1人当たり、国民1人当たり10万円給付する書類送付に、一緒に書類を同封して市の単独事業の申請書類も送付するとのことですが、このスケジュールは18日からスタートするというのでよろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 交付のスケジュールとあと申請の仕方の部分にちょっと触れまして、お答えをさせていただきます。交付のスケジュールでございますが、この臨時会で議決をいただいた後、準備をいたしまして、議員のご質問の中でおっしゃっていたように来週の月曜日18日に郵便局へ持っていきたいと思っております。その後、返ってき次第どんどん受付を行いましてやっていくという、そのように進めております。できれば、1回目の振込を今月の末ぐらいに行えればいいなというふうに考えております。

それと、申請の書類の件も出ました。同封というふうなお言葉も出ましたが、国からの経済対策であります10万円の分と、それに上乗せして給付します1世帯当たり2万円の市の単独の分。それともう一つ、市の単独の子育て支援のほうの就学前の児童の分の3万円の分、この3つの申請を併せた形の書類に、今整えているところでございます。それを全世帯にお送りしまして、市民の側とすれば1枚書けば全部の申請をしたという形で済むように、なるべく簡単にできるようにちょっと工夫をしたといたしますか、やっているところでございます。

ちょっと付け加えて申し上げさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員。

○16番（向後悦世） いろいろと工夫されて、真剣に取り組んでいただいているなどひしひしと感じました。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤 保） 向後悦世議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 討論なしと認めます。

これより、議案第1号について採決いたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、議案第2号、専決処分の承認について質問を行います。

これは、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月1日に公布され、4月1日から施行されたことに伴うもので、地方自治法の規定により専決処分を行ったというものです。

では、この改正により現所有者に対して賦課徴収に必要な事項を申告される規定が新設されていますけれども、従前はどのような事務処理が行われ、この規定を新設したことで変わる点について具体的に伺います。

○議長(伊藤 保) 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(伊藤義一) それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

所有者が死亡した場合の事務処理でございますが、相続登記、一般的に相続登記がされれば、所有者を変更ということが出来ます。相続登記がされてない場合もございます。市では、地方税法に基づきまして、その場合、相続人の代表者届を提出していただいております。また、届出が提出されない場合は市で代表者を指定しております。

今回の改正によりまして、現に所有している相続人等に申告義務が発生することとなりますので、事務処理上に大きな変更はございませんが、相続人等の調査が不要になるため事務負担の軽減が図られるものと考えております。

以上です。

○議長(伊藤 保) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 所有者不明の土地に関わる固定資産税の課税上の課題に対するためです

ね。所有者情報の円滑な把握や課税の公平性確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大という改正であります。

では、調査を尽くしても固定資産税の所有者が明らかにならない場合、使用者を所有者とみなし課税台帳に登録することができるのと新たに提起されましたが、所有者が死亡しても相続登記されないことは多々あると推測できますので、本市の状況を伺います。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） お答えいたします。

参考までで申し訳ございません。昨年度の数值ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。令和元年度でございますが、死亡者課税の対象者数になりますが、免税点未満などの非課税件数を除きますと、全体で4,165件ございました。このうち、法定相続人の全員が死亡、または先ほどおっしゃられたように相続放棄だとかという場合ですね、転居先が不明で納税通知書が送付できない件数が全部で79件となっております。

以上でございます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 固定資産税の課税の局面においては、調査を尽くしても所有者が1人も特定できないことがあり、相続人などの所有者情報を円滑に把握することが困難な事例があり、課税事務に支障が生じていると思われまます。

また近年、所有者不明の土地等が全国的に増加し、所有者不明の土地面積は九州本島を上回ると推計されています。本条例の改正により、所有者不明の固定資産に関する問題が全て解消するわけではないと思ひますが、課税の公平の観点から適正な事務処理を行っていただきますことを、新伊藤課長並びに担当職員にお願ひをし、日頃のご労苦に改めて感謝を申し上げまして質問を終わります。

○議長（伊藤 保） 答弁はいいですね。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（伊藤義一） ただいま、議員の言われたとおりでございます。

今後も、所有者不明地域につきましては丁寧な調査、課税の公平性などを考慮しまして対応していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤 保） 林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号について採決いたします。

議案第2号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号について採決いたします。

議案第3号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 討論なしと認めます。

これより、議案第4号について採決いたします。

議案第4号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号について採決いたします。

議案第5号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤 保) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号について採決いたします。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

◎日程第10 閉 会

○議長(伊藤 保) 以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は全て終了いたしました。

これにて令和2年旭市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 伊藤 保

議員 遠藤 保 明

議員 林 晴 道